

農委通信

無断転用防止で

大切な農地を守ろう！

農地を農地で無くすること、すなわち農地に変更を加えて住宅用地や工場用地、道路、山林などの用地に転換することを転用といいます。

農地は、人々の生存に欠かせない食糧の大切な生産基盤であることから、耕作面積が狭いうえに人口が多いわが国では、優良な農地は大切に守っていく必要があります。このため、農地の転用には農地法で一定の規制がかけられているのです。

農地転用には、一時的な転用や農業用施設用地としての転用など色々なケースがありますが、手続きとして県知事の許可が必要になります。また場所によっては、許可のできない農地や、許可に数カ月を要する農地がありますので、事前に農業委員会へお問い合わせください。

農業委員会としても、毎年農業委員総出で農地パトロールを実施しており、各担当地区の現状を調査しています。しかし町内はもとより全国的に無断転用といった大きな問題が起こっています。

もし、許可なく転用した場合、農地法違反として厳しい罰則が定められており、原状回復命令・工事の中止命令や3年以下の懲役または300万円以下の罰金などが科せられます。

こういったことにならないように事前に農業委員会か、お近くの農業委員にまずご相談ください。また、農地の転用に関する苦情などもお気軽にご相談ください。

※参考
平成14年度農地転用実績
23件 33,641㎡



消費税について

消費税のしくみ

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対し広く公平に課税されますが、生産、流通などの取引段階で二重三重に税がかかることのないような仕組みが採られています。

なお、消費税が課税される取引には、併せて地方消費税も課税され、その税は消費者が負担し納税義務者である事業者が納めることになります。

消費税が変わります

平成16年4月1日以後開始する課税期間から、事業者免税点制度の適用上限が課税売上高一千万円（現行三千万円）に引き下げられます。

わかりやすい例で簡単に説明しますと、農業を営営されている個人事業者が農作物や子牛等で年間に一千万円以上の販売額（課税売上高）がある場合は、消費税の納税義務者となり「消費税課税事業者届出書」を川内税務署に提出しなければなりません。

なお、平成15年分の課税売上高が一千万円を超えた個人事業者は平成17年の消費税の申告をするようになります。

課税売上高とは・・・課税取引・免税取引の売上高から返品・値引き・割戻しなどの金額を差し引いた額（税抜き）です。

※ 詳しくは川内税務署までお問い合わせください。

消費税および地方消費税の流れ

製造業者	卸売業者	小売業者	消費者
売上げ 50,000 売上げにかかる税 2,500 売上げ税 2,500 仕入れ税 0 納付税額 A 2,500	売上げ 70,000 売上げにかかる税 3,500 仕入額 50,000 仕入れにかかる税 2,500 売上げ税 3,500 仕入れ税 2,500 納付税額 B 1,000	売上げ 100,000 売上げにかかる税 5,000 仕入額 70,000 仕入れにかかる税 3,500 売上げ税 5,000 仕入れ税 3,500 納付税額 C 1,500	売上げ 100,000 売上げにかかる税 5,000 支払総額 105,000 消費者が小売業者に支払った5,000円の消費税分は 小売業者（C 1,500円）、 卸売業者（B 1,000円）、 製造業者（A 2,500円） がそれぞれ納税することになります。

※ 消費税と地方消費税を合わせた税率（5％）で計算しています。